

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 4月20日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	プロセス放射線モニター系主排気筒放射線モニター(A)粒子フィルター入口配管において、詰まりが認められたため、当該配管の点検・修理。 なお、主排気筒放射線モニター(B)は正常運転中。	GⅢ	
2	3号機	電気防食装置盤「ボール捕集器A出口運転」表示灯において、電球ソケット内に破損電球の一部が残っていることが認められたため、当該表示灯を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(B・D)出口フィルター差圧指示計において、指示値のダウンスケール(指示値の目盛板下限値未満)が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理。なお、ポンプ運転機能に影響無し。	GⅢ	
4	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループポンプ(C)入口弁浸透探傷検査において、弁体出口側シート面に割れ(2箇所、割れはシート面を貫通していない)が認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	
5	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備清水加熱器ポンプ用電動機において、本体取り付け台座ボルト穴4箇所中、1箇所に割れが認められたため、当該電動機を交換。	GⅢ	
6	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)入口弁バイパス弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、当該熱交換器は現在使用しておらず、系統に影響無し。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	固化系固化剤供給ポンプ出口圧力指示計において、指示値不良(ポンプ運転中指示値高目(通常0.065MPa)に対し0.098MPa指示)で、ポンプ停止時指示値0.08MPa残り)が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理。	GⅢ	